

ラノ事ヲ

案

- 一、現在ノ家族制トシテ日給貳圓支給スルコト
- 一、惣菜料一日一人ニ付拾錢但シ晝食ノ惣菜ヲ廢ス
- 一、家屋手當當地現在ノ世帯特ニ限リ一ヶ月金四圓支給スルコト
- 一、定休日初三兩日曜日ヲ準公休日トシテ日給金額ヲ支給但シ業務上不止得出勤スル場合ハ日給一、日分ヲ増スコト
- 一、公休日ハ壹ヶ年十三日間トス
- 一、一月一、二、三、十五、十六、二月十日、五月一、七月十四、十五、十六、八月三、十日、十月三十日ノ各日
- 一、給料支拂日、毎月十四日及末日トス

一、寄宿舎ハ即時改築スルコト

一、職務上ノ負傷シタル場合ハ医薬ハ工場主ノ負担トシ、休業中ハ日給額ヲ支給スルコト

一、病氣ノ時、医薬ハ工場主負担シテ醫師ノ診断ヲ受ケ醫師ガ休業シテ養生不可キト見做シタル病人ニ對シテ其休業日數三ヶ月以内ハ日給ノ半額分ヲ支給シ以上六ヶ月ニ渉ル時ハ其間日給ノ三分一ヲ支給スルコト

一、年兩賞與ハ一ヶ年三百日以上勤務者ニハ日給ノ二十五日分ヲ給與スルコト

一、一ヶ年三百日以下ノ勤務者ニハ勤務日數廿五日ヲ一ヶ月ト定メ一ヶ月ニ對シ日給二日半ノ割合ヲ以テ給與スルコト